

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

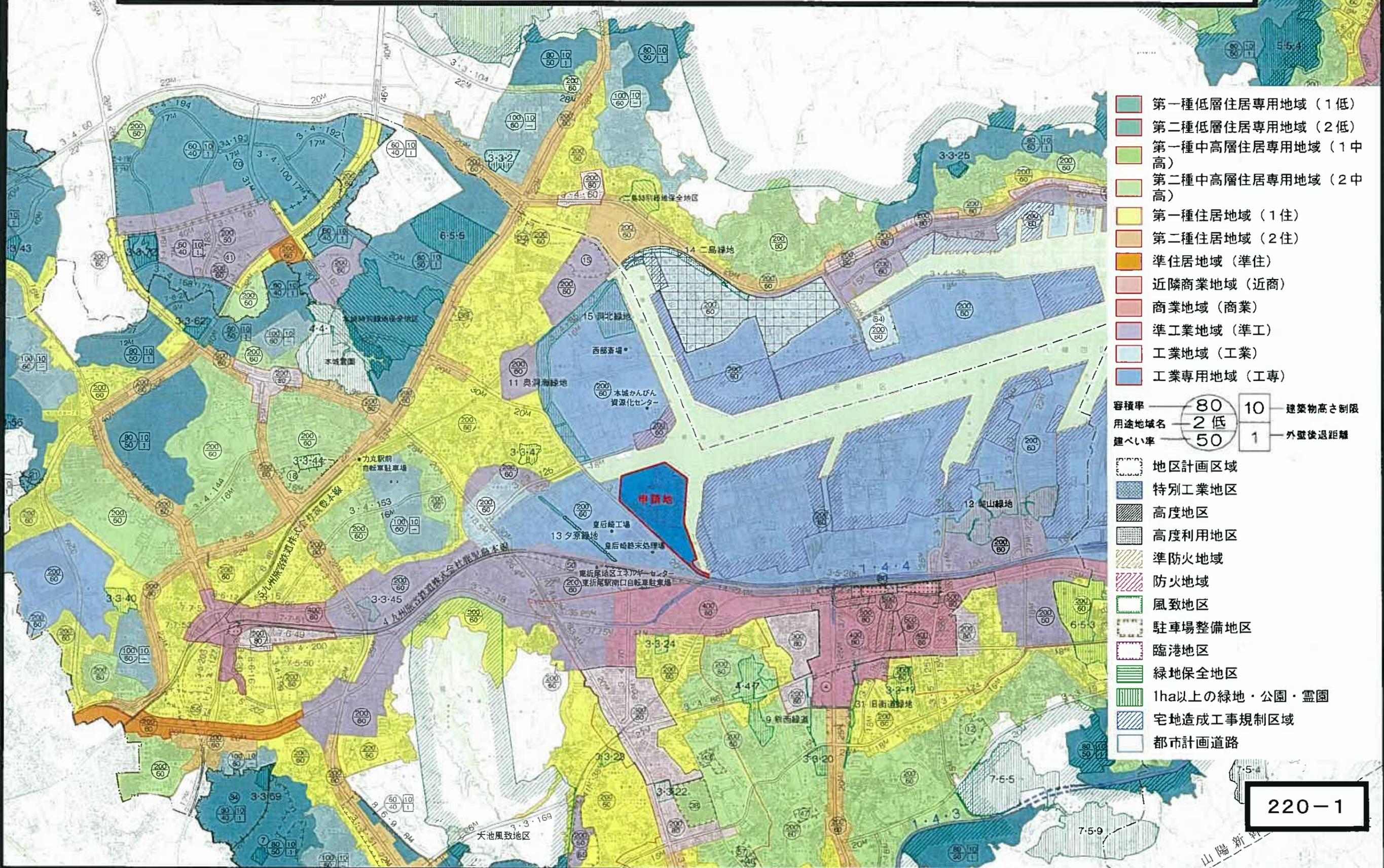
建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置	面積	備考
三菱マテリアル 株式会社 執行役員九州工場長 矢野 信	北九州市八幡西区 洞南町1番1	敷地面積 228,484.22 m ² 建築面積 35,622.11 m ² (申請部分 2,173.36 m ²) 延床面積 45,948.39 m ² (申請部分 2,290.64 m ²)	処理施設：ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設） (今回許可対象施設) 施設の種類及び処理能力：(24時間) ごみ処理施設 120t/日 (既存の許可施設 産業廃棄物処理施設) 施設の種類及び処理能力(24時間) 汚泥焼却施設 720 m ³ /日 産業廃棄物焼却施設 720 t/日 廃油の焼却施設 200 m ³ /日

(理由) 今回の計画では、一般廃棄物のごみ処理を行うことから、建築基準法第51条ただし書きに規定するその他の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行うもの。

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

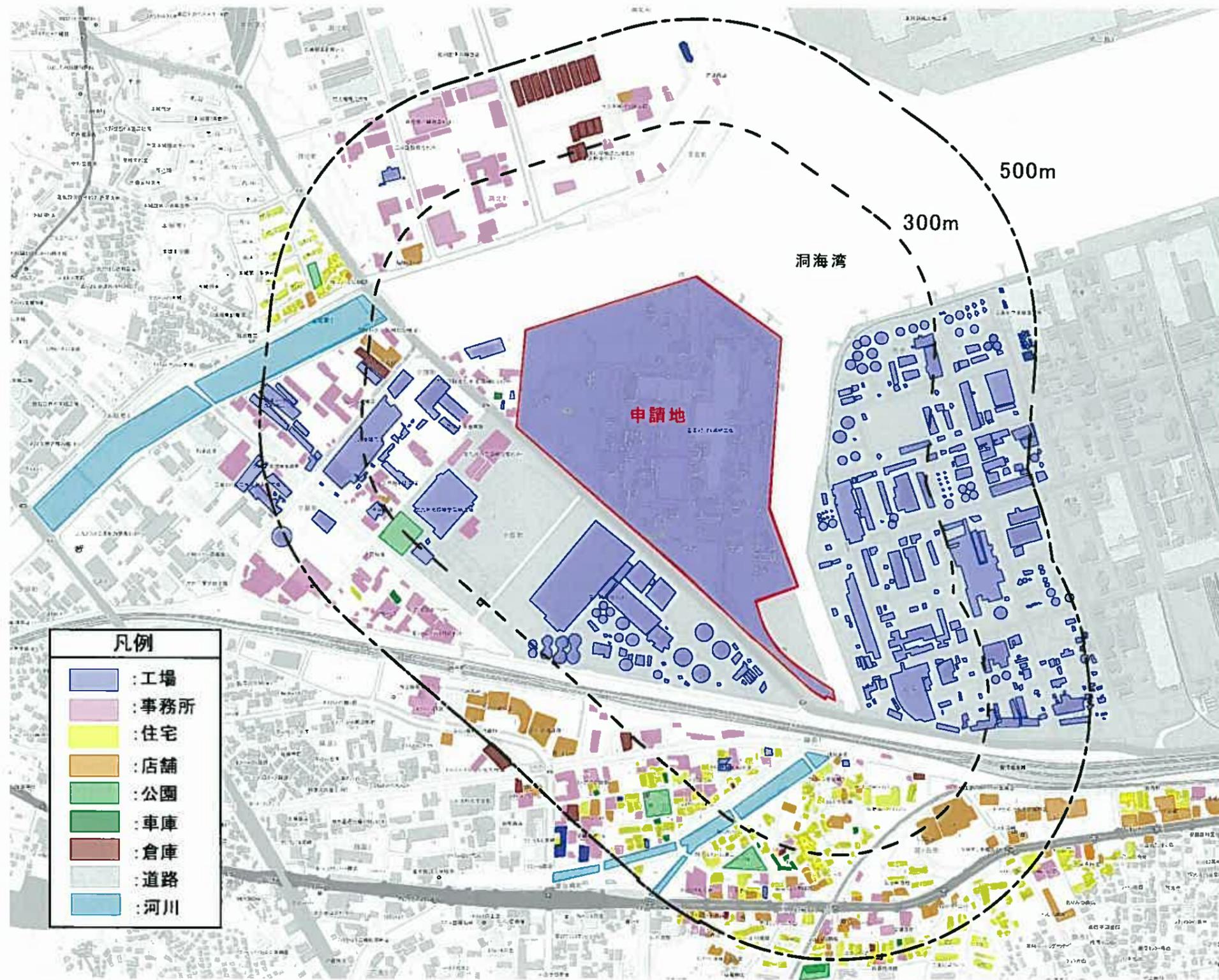
用途地域図 S=1/25,000



- 第一種低層住居専用地域 (1低)
 - 第二種低層住居専用地域 (2低)
 - 第一種中高層住居専用地域 (1中高)
 - 第二種中高層住居専用地域 (2中高)
 - 第一種住居地域 (1住)
 - 第二種住居地域 (2住)
 - 準住居地域 (準住)
 - 近隣商業地域 (近商)
 - 商業地域 (商業)
 - 準工業地域 (準工)
 - 工業地域 (工業)
 - 工業専用地域 (工専)
-
- | | | | |
|-------|----|----|---------|
| 容積率 | 80 | 10 | 建築物高さ制限 |
| 用途地域名 | 2低 | 1 | 外壁後退距離 |
| 建ぺい率 | 50 | 1 | |
-
- 地区計画区域
 - 特別工業地区
 - 高度地区
 - 高度利用地区
 - 準防火地域
 - 防火地域
 - 風致地区
 - 駐車場整備地区
 - 臨港地区
 - 緑地保全地区
 - 1ha以上の緑地・公園・霊園
 - 宅地造成工事規制区域
 - 都市計画道路

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

付近見取図 S=1/8,500



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

配置図 S=1/500



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

処理フロー図

